

山梨県特定行為研修受講促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、保健師助産師看護師法（以下、「保助看法」という。）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為（以下、「特定行為」という。）を行う看護師の確保を図るため、保助看法同条同項第4号に規定する特定行為研修（以下、「特定行為研修」という。）を受講する看護師が所属する医療機関等（以下、「補助事業者」という。）に対し、以下に定める経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、特定行為及び特定行為研修に関する省令に基づき、県内に所在する特定行為研修の指定研修機関において、研修の受講に要する経費に対し交付するものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、他の補助金等の補助対象となるものは対象経費に含めないものとする。
- (2) (1)により選定された額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金の交付を受け、特定行為研修を受講した看護師が、同研修修了後、概ね1年以内に研修修了資格を得られなかった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受け、当該看護師に係る補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (2) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させ

る場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (3) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、この補助金の交付を受け特定行為研修を受講した看護師の研修修了証書（写）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査等必要な確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対しこれを通知する。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、事業完了後精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときには、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（証拠書類等の整備及び保管）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間整備、保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
<p>(1) 県内に所在する特定行為研修の指定研修機関において、研修の受講に要する次の経費 入講料、受講料、教材費</p>	<p>受講生1人につき 1,000千円</p>	<p>1/2 ただし、訪問看護ステーションに限っては 10/10</p>
<p>(2) 県内に所在する特定行為研修の指定研修機関において、研修を受講する看護職員の代替職員に対する研修受講期間中（交付決定年度内に限る）の次の経費 代替職員人件費（訪問看護ステーションに限る）</p>	<p>受講生1人につき 3,200千円</p>	<p>10/10</p>